

<職域サポートローン>商品概要説明書

平成 28 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	職域サポートローン
2. ご利用いただける方	<p>下記の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みやしん職域サポート制度 ※を導入した事業所に働く経営者・従業員の方(パート・アルバイト等非正規社員でも可) ・ 満 20 歳以上で安定継続した収入がある方 ・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・ 当金庫の営業区域内に住所または居住を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方 <p>※みやしん職域サポート制度 信用金庫が事業所と合意の上、当該事業所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う制度</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、下記に該当するもの ①<input type="checkbox"/>申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ②<input type="checkbox"/>申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社から借り入れた消費者ローンの借換資金(消費者金融は除く)および借り換えに伴う繰上完済にかかる手数料
4. ご融資金額	・ 500万円以内
5. ご利用期間	・ 3ヵ月以上10年以内
6. ご融資利率	・ 当金庫所定利率
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元金均等または元利金均等払 ・ 元金返済据置期間 6ヵ月以内 <p>(ご融資金額の 50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。)</p>
8. 保証人・担保	・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので不要です。
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用金額に対して年 0.48%の保証料を毎月お支払いいただきます。 ・ お利息には、(一社)しんきん保証基金所定の保証料が含まれておりますので、保証料を別途お支払いいただく必要はありません。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様に</p>

	<p>もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> • お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。